

超過する額に付ては一對一の求償主義を採用することに改めた。ソ聯との貿易は昭和四年には其の貿易額五千六百萬國幣の多きに達しソ聯は滿洲國總貿易額の七分を占めるに至つたが、右は主として昭和十年三月二十三日調印の北滿鐵道買收協定による買收資金の中滿洲國物資を以て支拂ひたる爲めである。其後ソ聯側に於て貿易統制を強化せるが爲め昭和十五年以後の貿易額は殆ど見るべきものがなし。

#### 第四節 英本國との條約交渉

##### 第一款 英國外國貿易一般情勢

英國に於ては第一次世界大戰後多大の犠牲を忍び大正十四年四月二十八日金本位に復歸したが、爾來對外貿易は徐ながら健全なる復活の一途を探つた。昭和四年に於ける英國總輸入額は五十四億舊米金弗に達し、世界總輸入額の一五・一%を占め、米國の一二・二%に對し第一位を維持して居た。然るに同年總輸出額は三十五億金弗にして世界總輸出額に對し一〇・七%を、又其の總輸出入額は九十億金弗にして世界總輸出入額の一三・〇%を占め、孰れも第一位を米國の五十二億弗、一五・六%、又は九十五億弗一三・八%に對し一步を譲ることとなつた。世界恐慌後の翌昭和五年以後に於ては總輸出額に付ては依然米國に第一位を譲るも總輸入額及び總輸出入額に於ては米國を凌駕し、爾來第二次世界大戰に至る迄之れを維持した。併し乍ら右英國の占むる世界の總輸出入額上の第一の地位は其の有する比率に於て第一次世界大戰以後大に下降せることを注意せざるを得ない。即ち大正二年に於て英國は世界總輸出入額に對し一五・三%を占めたるものが、昭和元年には一四・三%に下降し、始めて米國の一五・二%に凌駕せられ、昭和五年以後に於ては第一位を回復し得たるも、爾後最高の昭和十一年に於て一四・二%を、最低の昭和七年に至つた。

金本位離脱以後磅貨の外國爲替相場は約三割方の下落を來したるに付英國は輸出貿易上有利の地位に立つに至りたるが更に輸入を制限せんが爲め傳統的自由貿易主義を拠棄し昭和六年十一月二十日に過剩輸入品關稅法を公布し奢侈品及不必要品と認めるものに對し從價五割の關稅を課し、同三十日には園藝產物輸入關稅法を公布し、殊に昭和七年三月一日には「インボート・デュテイス・アクト」を制定し一般外國輸入品に對し全面的に從價一割の關稅を課し、又英國產業保護の必要あるときは政府は關稅委員會の決議により議會の事後承諾を以て隨意に關稅を引上げ得ると共に英國產品の輸出保護上必要ある場合には諸外國との間に互惠協定により之れを引下げ得ることとした。又同年四月龜に暫行的に輸入額を減少せしむる目的を以て公布したる過剩品輸入稅法を廢止したるも右に代へ「インボート・デュテイス・アクト」により關稅委員會の決議を經て同稅法所載貨物の大部分に從價三割三分三厘の附加稅を課

することとした。加之同年八月二十日には「オタワ」に於て英帝國經濟會議を開催し其の決議により加奈陀、濠洲、新西蘭、南阿聯邦、印度との間に廣汎なる互惠協定を制定した。右による英帝國間の特惠關稅は之を外國產品に均霑せしめざることとし、又右特惠關稅設定上必要ある場合には外國品に對する一般關稅又は中間關稅を特に引上げることとした。斯くて英國は昭和七年（一九三二年）三月一日の輸入稅法及「オタワ」帝國會議の結果として一八六〇年以来傳統の自由貿易主義を完全に拠棄し、外國に對しては互惠求償、英帝國內に於ては特惠關稅の設定と英帝國產品に對する優先的輸入割當の附與とを以て其の通商政策の根幹となすに至つた。之が爲め關稅收入額の其の輸入總額に対する割合は大に引上げられ、第一次歐洲大戰前の大正二年には四・六%に過ぎざりしものが、昭和四年には一〇・九%、昭和八年には二五・八%に上り其の後互惠協定締結の結果等により幾分引下げられたるも尙昭和十二年には二三・四%、昭和十三年には二四・七%であつた。右昭和八年に於ける關稅平均割合は日本に於て六・〇%、米國にて一九・〇%に比し甚だ高く、獨逸の一五・四%と甲乙なきものとなつた。

英國は磅引下げ後通商政策上斯かる大轉換を實行すると同時に昭和八年六月より七月に掛け其の主唱の下に倫敦に於て世界通貨經濟會議を開催することとなつた。同會議の目的とするところは米國の參加を得て列國と協同して比較的割高にある米弗の價格を維持せしむると共に外國爲替相場安定の爲め國際基金を設けんとするに在つた。要は磅引下げ後英國の獲取するを得たる有利なる貿易上の地位を確保せんとするに在つた。然るに米國代表國務長官「ハル」は同會議が通貨問題に觸るゝことに應ぜず單に各國間の互惠協定により相互間の通商關稅上の障壁撤廢を爲すに至らんことを主張するに過ぎなかつた。斯くて同會議は失敗に了りたるにより其の後英國は下落せる磅價の下に前記外國との互惠協定の締結と英帝國特惠主義の強化とに一意邁進することとなつた。之が成果としては倫敦經濟會議決裂後英國は貿易額の數量及び價格に於ては昭和四年の夫れに回復することを得ざりしも、輸入超過額は大に減少し、又比率

による世界貿易上の地位は相當改善せらるゝに至つた。

之より先日本は英國の金本位離脱に追従し昭和六年十二月十三日金本位を離脱したるが、滿洲事件等の影響を受け其の下落率は英國より一層甚しく、之が爲め英國は綿布其の他に於て日本との競争上甚だ不利となつた。日本は第一次世界大戰後製綿技術に於て劃期的改善を見たるところへ前記滿洲事件の爲め實價以下に邦貨の爲替相場が下落したるが故に、對外輸出貿易上有利となり、印度、蘭印等の競爭市場に於ては英國を凌駕し、又近東、ア弗利加、中南米等の新市場に於て續々英國綿布に取つて代るに至り、英本國產品に對しては特惠關稅を有する英自治領植民地に於てすら日本產品の進出を見ることがとなつた。其の結果昭和八年以後日本は綿布輸出總額に於て英國を凌駕し、英國に代り世界第一の地位を占むることとなつた。即ち昭和四年に於て英國の綿布總輸出額三十六億七千萬碼（大正二年は七十億七千萬碼）なりしに對し、日本は十七億九千萬碼なりしものが、昭和八年には英國の二十億三千萬碼に對し日本は二十億九千萬碼となり、爾後日本は毎年英國を凌駕し、昭和十二年には英國の十九億二千萬碼に對し日本は二十六億四千萬碼となつた。日英綿布輸出額及其の平均單價累年比較表を示せば次の如くである。

第十五表 日英綿布輸出額表

年 次	英		國		本	
	數 百萬碼	金 額 百萬磅	數 百萬碼	金 額 百萬磅	數 百萬碼	金 額 百萬磅
大正二年	七〇七四	九七·八	一·七九〇	二·〇四	一·一〇·九	一·一〇·九
昭和五年	三六七一	九九·三	一·五七二	二·七二	一·一〇·三	一·一〇·三
六年	二四〇八	六一·三	一·七一六	一·四一四	二·二·四	二·二·四
七年	一·七一六	三七·三	一·九九	一·九九	一·七二	一·七二
一九八	四三·六	二·〇三一	二·八九	一·七二	八三七	八三七

昭和八年	二〇三一	四〇二	二〇九〇	三八三
昭和九年	一九九四	三九八	二五七七	一·二·四
昭和十年	一九四九	三九五	二七二五	四九二
昭和十一年	一九一七	四〇三	二七一〇	四八三
昭和十二年	一九二二	四四八	二六四三	五七三
昭和十三年	一三八六	三三〇	二一八一	四〇四
昭和十四年	不明	不明	二五四六	四〇四
昭和十五年	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
昭和十六年	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
昭和十七年	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
昭和十八年	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
昭和十九年	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
昭和二十年	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
昭和二十一年	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
昭和二十二年	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
昭和二十三年	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
昭和二十四年	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇

第十六表 日英綿布輸出平均單價累年比較表

年次	備考	英國綿布平均單價 片價	日本綿布平均單價 圓價	同上英貨換算單價 片價
昭和八年	○·一三一	○·一七三	○·一四一	三·七
昭和九年	○·一四一	○·一八三	○·一九二	二·六
昭和十年	○·一八二	○·一八二	○·一九二	二·七
昭和十一年	○·一七八	○·一七八	○·一九二	二·四
昭和十二年	○·二一七	○·二一七	○·一九二	二·三
昭和十三年	○·一八五	○·一八五	○·一八二	三·〇
昭和十四年	○·一六五	○·一六五	○·一六五	二·六

上記の如く昭和八年倫敦經濟會議決裂後に於ては英國は益々英帝國特惠關稅を強化し、又外國との互惠求償協定及

關稅の引上げを以て對抗するに至りたるが、斯くして兎に角英國は次表に示すが如く第二次歐洲大戰前迄世界輸出入の權衡と貿易上の地位を確保するを得た。

第十七表 英國貿易額の推移表（單位百萬磅）

年次	輸出額	輸入額	差額	備考
大正二年（一九一三年）	五一五·三	六五九·二	一二三·九	英國政府發行貿易年鑑により輸出入額共貨物純輸出入額とす。但し昭和十一年以降は括弧内に
昭和四年（一九二九年）	七二九·三	一一一·一	三八一·九	貨物總輸入額をも掲ぐ。
五年（一九三〇年）	五七〇·八	九五七·一	三八六·三	大正二年に於ける對米爲替相場は平價を掲ぐ。又昭和四年より昭和七年迄の分は年平均相場とし、昭
六年（一九三一年）	三九〇·六	七九七·四	四〇六·八	和八年以後のものは各十二月平均相場を示す。
七年（一九三二年）	三六五·〇	六五〇·六	二八五·六	
八年（一九三三年）	三九七·九	六二五·九	三三九·九	
九年（一九三四年）	三九六·〇	六八〇·二	二八四·二	
一〇年（一九三五年）	四四五·八	七〇〇·七	二七四·九	
一一年（一九三六年）	四五〇·六	七八七·〇	三四六·四	
一二年（一九三七年）	（五二一·四） (五九六·五)	（一〇二七·八） (四七〇·九)	（三八七·九） 四·六七	
一三年（一九三八年）	（五三一·五）	（九二〇·四）	（一·三）	

上表の通り英國は倫敦經濟會議決裂後一般列國以上に對外輸出入額を回復せしめ又其の權衡を相當改善せしめ得た

が、右は主として英帝國內に於ける貿易額の増進に原因するものなるに付特惠關稅制度の強化に負ふところ大なりと言はざるを得ない。即ち次表に示すが如く大正二年（一九一三年）に於て英本國より英帝國海外領土に對する輸出額は英國總輸出額中の三七%を占むるに過ぎざりしものが、昭和四年には四四・五%，昭和八年には四四・四%となり、昭和十二年には四八・三%，又昭和十三年には四九・九%に增加した。同様英帝國海外領土よりの英本國への輸入も亦大正二年に於て二〇・五%に過ぎざりしものが、昭和四年には二六・九%，昭和八年には三五・五%となり、特惠關係強化後の昭和十二年には三九・四%，又昭和十三年には四〇・三%に增加した。右によれば英帝國特惠關稅の效果は英本國より自治領及植民地への輸出を増加するに最も力があつたと云ふことが出来る。是れ英本國產物は主に製造品なるに付特惠關稅の利益を受くる利益大なるに反し自治領及植民地生産物は主に原料品、穀物等にして英本國に於ける輸入の際概ね無稅又は低關稅を受くるに付特惠を受くる程度極めて少なきによるものである。從て英本國にて自治領農產物等に對する特惠は主として優先的輸入量の割當によるの外ないのである。之とて加奈陀、濠洲等よりの小麦は「アルゼンチン」產との競争あり而してアルゼンチン產小麦に對しても同國との互惠條約により一定量に對し優先輸入量を確保し居り又印度產の棉花の輸入は英國紡績業者に於て米棉に比し使用し得る程度僅少なるが故に英本國への輸入を俄かに増加し得ざる等の事情がある。旁々英帝國特惠關稅の利益は自治領又は植民地よりも英本國產貨物が利益するところ大である。

英本國と主要列國との貿易關係の推移に付見るに米國への輸出は大戰後の昭和四年に於て大戰前の五・六%より六・二%に增加したが、其の後昭和八年には「スムート」關稅法の實施あり又昭和九年には「ドル」引下等ありたる爲め米國への輸出不振となりたる爲め昭和八年には五・二%，同九年には四・四%に減少したが其後に於ける米英經濟關係の安定等の爲め昭和十二年には七・一%に增加した。昭和十三年には再び五・四%に減少した。米國より英國も減少した。就中大正二年の輸出額を昭和十二年の夫れに比するに日本及支那に對しては約三分の一に減少した。獨逸に對する輸出金額に於て四分の一を減少したるに過ぎざるも比率に於ては約四割減となつた。然るに日本及支那より英國への輸入額は大戰前に比し約四倍又は三倍となり、之れが爲日本及支那は孰れも英國にとり輸出超過なりしそのが輸入超過に轉回した。之れに反し獨逸よりの、英國への輸入は大戰前に比し半減以下となり、佛國よりの輸入額も約三割減以下となつた。

第十八表 英國對主要列國累年貿易比較表

## 備考

- (一) 本統計は英國政府發行貿易表に準據し輸出は英國產純輸出額とし、又輸入は外國產の英國內消費額を示す。尤も一九三七年及一九三八年の統計に於ける括弧内のもの及國別輸出額中には再輸出額を包含す。
- (二) 單位百萬磅。
- (三) 印度に付ては錫蘭を包含せず。又一九三七年以後に於ては緬甸をも含まず。
- (四) ソ聯、佛、獨に關する一九一三年の統計は第一次歐洲大戰前の領土を包含し、一九三三年以後に付ては講和條約により變更したる領土を包含す。
- (五) 支那に付ては滿洲（一九三七年以後）、香港、澳門を含まず。
- (六) 日本に付ては、一九一三年に付ては臺灣を包含し夫れ以後には關東州を包含す。

國名	大正二年		昭和四年		昭和八年		昭和十二年		昭和一三年	
	輸出	輸入								
英帝國海外領土	(三元・五)	(一毫・四)	(三元・五)	(一毫・四)	(三元・九)	(一毫・五)	(三元・九)	(一毫・五)	(三元・九)	(一毫・五)
南阿聯邦	(三・一)	(六・〇)								
印度	(四・一)	(一・九)								
オーストリア	(一・四)	(五・五)								
ニュージーランド	(一・一)	(六・六)								
加奈陀	(三・八)	(四・五)	(三・八)	(四・五)	(三・九)	(四・七)	(三・九)	(四・七)	(三・九)	(四・七)
諸外國合計他ヨ	(三元・九)	(一毫・五)								
米蘭西那本	(三・九)	(一・九)								
獨逸聯	(三・四)	(一・八)								
日本	(三・八)	(一・九)								
計	(五元・三)	(一毫・六)								
米	(五・六)	(一毫・八)								

## 第一款 日英通商交渉

既に述べたるが如く本邦政府の提議により大正十四年三月十日を以て小村條約附屬日英互惠協定税率は效力を失ひ、其後本邦は大正十五年三月二十九日の關稅改正により上記附屬協定品たりし銹鐵、ブラッカシート、電鍍板、毛織物等に對し更に國定關稅を引上げをなし、英國も亦同年の財政法に基き本邦より輸出羽二重等の紡織物に對し每封度六志六片、從價約四割三分の課稅をなし後右は餘りに高率なるが爲め加工業者よりの反対ありしに付昭和八年（一九三三年）の財政法にては之を每封度二志三片（特惠關稅一志四片半）に引下げた。其の他英國一般關稅政策變更の結果昭和七年以來昭和八年未迄に本邦品に對する關稅を引上げたるもの少なからざりしが、右に付主要なるものは電球、綿製品、護謨靴、玩具、帽子等であり、更に昭和九年に至りてはカタログ、トレード、リスト、廣告用品、定期刊行物、ジップ・ファスナー及部分品、ラケット及フレーム（以上五月十二日）、硝子製品、人絹及同製品（以上七月三日）、義齒（七月七日）、樹木及灌木（九月一日）、鉛筆（十二月十三日）等の關稅が引上げられた。其の他生玉葱、花卉用球根（百合根を含む）、等及刷子及同部分品、カーペット、マット類、靴紐、コルセット用紐及類似の紐、編みたる管狀真田紐又は丸紐、各種電球、眼鏡の縁、玉及部分品、乳白色硝子礪、銅又は銅合金の管等も關稅委員會に對し關稅引上げの申請があつた。是等關稅引上げの申請ある毎に本邦政府として之を防止する爲め關係物品の輸出組合をして自發的に輸出統制を行はしめることゝし、同時に在英松山商務官等をして英國營業者に對し右引上申請の撤回

又は關稅引上率の輕減を計らしむることゝした。右の如き交渉は殊に電球、メリヤス及メリヤス靴下等に付行はれたが其の内電球に付て昭和九年三月一日以後對英電球組合に於て綿密なる統制を實行し關稅引上げを阻止するを得た。斯くて對英輸出貿易は自然伸長を阻まるゝことゝなつた。

斯くの如く昭和七年三月英國の輸入稅法公布後本邦產品の英國進出毎に英國政府は當業者の申請を理由とし、幾多本邦品に對する關稅引上げをなさんとし、我は一に輸出當業者をして組合の力を以て輸出量又は輸出價格の上に統制を行はしめ、之が關稅引上げを牽制することゝし妥協を得來たりしが、昭和八年に至り英國政府は更に進んで日英間の競争品たる綿布に關し世界各市場に對し輸出協定を行はんことを提議するに至つた。即ち英國商務大臣は昭和八年四月二十五日付在英松平大使宛覚書を以て「日本商品殊に綿製品が英國經濟狀態にて對抗し得る標準價格より遙に低廉なる價格にて世界市場へ輸出せられ居るに鑑み、英本國及日本工業雙方の利益の爲、關係當業者間に英帝國及外國領域に於ける市場の公平なる配分に關する協定の爲、兩國當業者間に倫敦に於て商議開始を希望する旨」を申越し、次で五月十六日西部阿弗利加に關する限り、日英通商條約より脫退すべき旨通告して來た。右に對し、帝國政府は商業關係者と協議の結果、我當業者の意嚮を同年五月二十四日附左の通在英大使を通じ英國政府に回答した。

一 日英會商に同意す。右會商には兩國政府の援助を必要とすること。

二 協定品目は差當り綿布に限ること。

三 協定成立の場合自治領側にて本邦品を目的とする關稅引上等の措置に出でざる様英國政府をして有效なる措置を講ぜしむること。若し右保障を取付け得ざれば會商より自治領を除外すること。

四 協定地域中より外國市場を除外すること。

五 印度市場問題は日英會商の中心となるを以て本會商は印度に於て行ふこと。

右二往復文書を基礎として、爾來兩國政府間に、(イ)協定品目、(ロ)協定地域の二問題を中心として數次意見の交換ありたるが(イ)協定品目に付ては、英國側は綿及人絹工業は相互密接なる關係あり、且人絹製品にして綿製品に代用せらるゝもの増加しつゝあるの理由を以て、人絹織物及綿人絹交織物も一括討議し度きことを提議し當初我方は人絹織物工業は最近發展を見たるものにて、而も右は中小工業組織にして綿業の如き統制行はれ居らず、且又同業を代表する機關も無きを以て、討議品目を人絹に迄押及ぼすことに反対した。其後會議の圓滿解決を期待する爲め狂げて人絹討議に賛成したるも先づ綿業に付協議を進め、其の經過如何に依り必要なる範圍にて人絹に付協議すべきことに譲歩した。(ロ)協定地域に關しては、英國側は自治領及第三國を包含せしむることを固執したるも前記協定成立後自治領側に於ける本邦品を目的とする關稅引上等の措置防止方の我方申出に對しては、自治領が財政自治権を有するの理由に基き、右措置防止の爲の保障を與へ得ずと主張し、單に自治領が商議の結果に依る事態を考慮せざるが如きことを複雜化するに過ぎざる次第に鑑み討議範囲より除外すること當然なりとの我方の主張に對しては、英國側は第三國の競争を防止し得ざるのみならず、當該第三國が果して如何なる措置を探るべきや全然保障なき次第に付、徒に問題を包含せしめざれば兩國の當面する困難を解決する所以にあらずとなし、遂に其の主張を緩和せなかつた。

斯く日英協定の基本原則に關し日英側の意見一致せざりしも、英國側は切に當業者代表の派英あり度旨請求し來たりしを以て本邦政府に於ても兩國當業者が一堂に會し懇談するに於ては、此等意見の差違も或は容易に諒解し得べきことゝ思惟せられ、他面會商を徒らに遲延せしむることは兩國の感情を悪化せしむる虞ありしを以て旁正式會商の地均しの爲にも不取敢代表派遣の得策なるべきことを認め、當業者と協議の上大日本紡績聯合會代表岡田以下四名を八月十一日米國經由にて渡英せしむることに決し、一行は九月六日倫敦に到着し、爾後引續き英國當業者と非公式に會

談を續行し來た。昭和九年に入り「シムラ」に於ける日印會商も重要事項に付妥結を見たるを以て、前述綿業代表者に人絹代表をも加へ、二月十四日倫敦に於て第一回正式會商を開催した。然るに爾來數回に亘り會商はれたるも、彼我當業者の意向は協定市場の範圍に付最初より一致せず、英國側は前綱政府間交渉當時と同様、自治領は勿論世界全市場に迄之を及ぼさんことを固執し、且つ自國側は何等の犠牲を拂ふことなく、専ら日本に對してのみ輸出の減退を求め來り、其の儘にては會商は遂に決裂の已むなきを得ざるに立至るべき模様明確に看取せられた。依て我方代表は、主義上の問題のみにて行詰り實質的細目に入らずして決裂するは如何にも遺憾なるに付、第三國市場問題は姑く其の儘にし置き、先方案の具體的細目を承知せば何とか打開の途あるべしとの見地より斯かる具體的の細目案の提出を求めたる處、英國側が最後に提示したる新案なるものは第三國市場を全體として討議する代りに、世界市場を數個の地域に分割し討議を試み、依然我方のみの退讓を求めるとする案にして、結局以前の案と同巧異曲のもの即ち英國側の主張の要點は、全然兩國の權力の及ぼざる第三國を含む世界全部の市場に亘り、兩國の間に協定せんとし、且日本の貿易進出未だ大ならざりし以前の狀態を恢復せんとする主眼となること明かとなつた。茲に於て我方當業者の和協的態度を以てしても到底之を考慮するに途なかりし爲、已むを得ず三月十四日本會商は打切らるゝこととなつた。

日英當業者會商決裂を見るや、昭和九年三月十六日英國政府は右決裂善後措置として、日本政府が採らんとする態度を承知し度き旨申出でた。日本政府に於ては英帝國との傳統的親善關係に基き、通商關係に於て一般的性質を節を行ふべき方針の下に右申出に對し、兩國當業者の利益を公正且合理的に調整せんとする帝國政府の意図は、本件會商の成否に依り何等變更なき次第なるに付英國政府が本件會商の提議國たる關係上、右公正且合理的基礎に於て新に商議の對象たり得べき提案を示すに於ては帝國政府は欣然再會商の希望に應ずべき旨を回答した。之れに對し昭和重大なる聲明を爲すに至つた。

英本國市場に於ては關稅增加措置を執るべく、植民地市場に付ては植民地及保護領政府（西部アフリカを除く）に對し夫々外國より輸入せらるゝ綿及人絹品に對し輸入クオータを適用せしむべく、右クオータ割當基準は一九二九年乃至一九三一年の輸入數量の平均額に依り度き意図なり。クオータ規定は遡及的に五月七日より效力を發生することすべし。尙西部アフリカ植民地に於ては既に通商條約の廢棄を爲したる結果、日本製品にのみ制限を適用し得る次第なり。又絹及人絹織物以外の生産品に關しても、植民地市場に於て如何なる關稅措置を講ずべきかを考慮中にて、英本國市場に關しては輸入稅法の通常手續に依り處置し得べし。

之を要するに英國に於ては倫敦に於ける日英民間會商破裂の善後策として（一）英本國に於ては日本より輸入の綿製品等に對し關稅增加の措置を探るべく、（二）日英通商航海條約の適用を受くる英國直轄植民地に於ては條約中に存する最惠國待遇の規定に鑑み公平妥當と思考せらるゝ割當制度を諸外國と等しく日本產品に對して適用すべく、（三）尤も右の中西部阿弗利加に對しては日英通商航海條約より脫退し日本產品のみに對し特に嚴格なる輸入制限を適用すべしと云ふにあつた。

其後英國政府に於ては前記の通り昭和八、九年中關稅委員會の決議を經て綿及人絹製品に對し關稅引上げをなし、一般直轄植民地に對しては綿布及人絹類に對し輸入割當標準年度を更に公平にする爲めと稱し一九二九年を中心とする一九二七年乃至一九三一年とする輸入量により昭和九年下半期に於て各植民地前後して之を適用し、西部阿弗利加、

英領ナイゼリア、ゴーランドコースト・ガンビア、シエラ・リオニに對しては昭和九年五月十六日條約廢棄期到來の日より本邦產品のみ最も嚴格なる輸入制限を實行するに至つた。斯くて英國直轄殖民地向け本邦綿布輸出總量は激減し昭和八年の輸出總額二億三千八百萬平方碼なりしものが、昭和十年には六千四十萬平方碼となり、之に反し英本國よりの輸入額は昭和八年に於て一億五千七百萬碼となりしものが昭和十年には二億五千八百萬碼となつた。殊に差別的輸入制限を受くるに至つた英領西部アフリカに於ては昭和八年に於て英本國よりの輸入額一億二百萬平方碼なりしに對し、日本よりも殆ど同額を輸入ありしものが、昭和十年に於ては英本國よりの輸入額一億六千四百萬平方碼に對し日本よりの輸入額は僅に七百五十萬平方碼に過ぎざることとなつた。

尤も斯く英本國及英國直轄殖民地に於ける如く、英國の政治的勢力が直接及ぶ地域に於ては日本よりの綿布の輸入激減し、英國よりの輸入綿布が之に代ることとなりしも、綿布的最大輸入國たる印度に於ては昭和九年印會商成立の結果本邦に於て印棉百五十萬俵買付けの對償として四億碼の輸出を確保し得、加奈陀、濠洲、南阿等の自治領地域に對しても本邦は通商擁護法の適用又は相手國產品の買付けにより綿布、人絹等の輸出維持に努め、更に中南米諸國を始め「イラン」、「イラック」、土耳其、埃及等に對し之亦相手國物品の買付けにより綿布等の輸出増進に盡力し、殊に「モロッコ」、「シリア」、「パレスタン」、東部アフリカに於ける委任統治地域に於ては聯盟規約により、又蘭印、泰等に於ては通商條約規定により差別待遇を免れたるが故に本邦綿布の輸出は昭和九年日英會商決裂後に於ても依然として目覺ましく、上記昭和八年以來日本の獲得したる綿布に對する輸出貿易上の第一地位は第二次歐洲大戰勃發に至る迄之を維持することを得た。左に昭和四年、八年、十二年及十四年に於ける本邦綿布主要輸出先別表を示さむ。

第十九表 本邦綿布輸出國別表（單位百萬碼）

備考 印度中には緬甸を包含す。英國自治領中には南阿聯邦、濠洲、新西蘭を包含す。

國名	昭和四年	昭和八年	昭和一二年	昭和一四年
滿洲國關東洲	五六	一七八	三三〇	二三
支那及香港	六一五	一四二	八六	八〇
印度	五八一	四五二	三三一	五一七
印蘭比律	一九三	四二三	四三四	三六九
暹羅、土耳其、埃及	二七	三五	四三	三七
米國及布哇	一三六	二六一	一三三	九八
智利、アルゼンチン、ウルグアイ	一	八五	一二七	七八
英本國自治領	一一	一	一八九	二四
英領直轄殖民地	二八	八四	九六	七三
其他	（其の他に包含）	（同上）	二四三	八三
合計	一三一	四五九	九八〇	八九七
		一、七九一	二、〇九〇	三、〇一六
				一、四四五

次に日英貿易關係を日本の方より觀察せんに英本國の本邦に對する貿易上の重要地位は陸奥、小村兩條約改正及第一次歐洲大戰等本邦に於ける稅權の回復又は產業進展の機會毎に次第に轉落し、英國より本邦に對する輸入額は陸奧條約改正前の明治三十年には本邦總輸入額に對し二三・四%を示したるものが、小村條約改正前の明治四十二年には二一・八%となり、小村條約改正後の大正二年には一六・九%に下降し、歐洲大戰直後の大正八年には五・九%に激減し、大戰による戰瘍回復後昭和四年には六・九%に幾分回復したるも、世界經濟破綻後の昭和八年には四・三%、昭和十二年には二・八%、昭和十三年には一・四%、昭和十四年には〇・八%と轉落したのである、本邦より英本國への輸出は明治三十年に於て四・九%に過ぎざりしものが、明治四十二年には六・五%に增加した。小村條約改正及

後及第一次世界大戰後は本邦輸出品の性質變更し原料品の輸出減少工業製品の輸出増加となりし爲め英本國に對する輸出も亦一般歐米諸國に對すると等しく餘り伸張せず、大正二年には五・二%に、大戰直後の大正八年には五・三%に、昭和四年には三・〇%となり、其後昭和八年には四・七%、昭和十二年には五・三%、昭和十三年には五・〇%、昭和十四年には三・七%と減少したるも前記輸入の轉落振りに比すれば甚だ好成績である。從て彼我貿易關係は年の進むと共に漸次其の様相を變じ、輸入減少、輸出増進となつた。其の結果輸入の輸出に對する割合は明治三十年には八一三%，明治四十二年には三一九%，大正二年には三八八%なりしものが歐洲大戰後の大正四年には二四四%に減少し、昭和八年後は却て本邦は英國に對し輸出超過となり、如上の割合は九二%，昭和十二年には六三%，昭和十四年には一八%に過ぎざることとなつた。

然るに本邦と英帝國全體との貿易關係を見るに全く異りたるものがある。即ち英帝國全體に對する本邦輸出額は明治三十年に於て本邦總輸出額の一一・〇%なりしものが、大正二年には一三・九%，昭和四年には一八・一%，昭和八年には二四・八%に增加し、昭和十二年には英帝國特惠制の實施の爲め幾分減少し二四・五%となり、更に日英外交關係の惡化及第二次歐洲大戰の影響を受け昭和十三年には二一・三%，昭和十四年には一七・八%に減少した。之に反し英帝國より本邦への輸入通計額は明治三十年に三四・五%なりしものが、大正二年には四三・五%に增加したるも、大戰後の昭和四年には二五・三%に減少し、昭和八年には濠洲羊毛買付けの爲め三一・七%に、昭和十二年には濠毛の輸入減少せしも日印協定の結果による印棉買付等の爲め三〇・七%に回復した。昭和十三年及昭和十四年には本邦に於ける分散買付政策及歐洲大戰再發の結果として二一・三%又は二〇・二%に激減した。從て輸入の輸出に對する割合も亦明治三十年には五三二%，明治四十二年には二七七%，大正二年には三六〇%となりしが、大戰後の昭和四年には一四四%，昭和八年には一三二%，昭和十二年には一五〇%に減少し、昭和十三年及十四年には却て昭和八年には一八%に過ぎざることとなつた。

本側よりの出超となり上記輸入の輸出に對する割合は九八%又は九四%となつたのである。即ち本邦は英帝國全體に對し昭和十二年以前に於ては常に年額一、二億圓の輸入超過の立場に在つたが、昭和十三年後は却て輸出超過となるに至つたのである。

英本國及英帝國諸國と本邦との貿易關係の推移を表示すれば次の如くである。

第二十表 對英貿易關係累年比較表

備考 本表印度中には緬甸を包含す又直隸殖民地中には香港を包含せず。

第一 世界大戰以前のもの

	明治三十一年			明治四十二年			大正二年			大正八年		
	輸	出	輸	輸	出	輸	輸	出	輸	輸	出	輸
英 本 國	(四・九)	八	六五	二七	八六	三三	一一	一一	一二八	(五・〇)	(五・九)	
直轄植民地	一	一	一	(六・五)	(二一・八)	(五・一)	(一六・九)	(一六・九)	二八	三〇	二八	
印 度	六	三〇	一〇	(二一・八)	一〇	一〇	一〇	一〇	一七三	一一七	一一七	
加 奈 陀	二	一	一	一四	六五	三〇	一七三	一七三	二五	三一九	二五	
蒙 洲	二	一	一	六	一	五	一五	一五	一五	一五	一五	
新 西 兰	一	一	一	三	九	一	一	一	五	五	五	
南 阿 聯 邦	一	一	一	一	一	一	一	一	八	三七	三七	
英 帝 國 通 計	(一・一・一)	(一・一・一)	(一・一・一)	(三・四・九・五)	(五・七)	(一・五・八)	(一・八・八)	(一・八・八)	(三・二・七)	(五・七・七)	(五・七・七)	
輸出入差額	(入超)七八	(同上)一〇一	(同上)三九	(同上)二五〇	(同上)二五〇	(同上)二五〇	(同上)二五〇	(同上)二五〇	(同上)二五〇	(同上)二五〇	(同上)二五〇	

四庫全書

し本邦より製造工業品を輸出する點に於て有無相通するの關係に在るが故に、相互貿易關係の増進は自覺ましく大正二年に本邦より是等地域への輸出總額は八・七%に過ぎざりしが、昭和四年には一三・六%、昭和十二年には一九・五%に増加し、輸入總額も亦大正二年に二六・六%なりしが、大戰後の大正十年には一〇・七%、昭和四年には二二・七%に一旦減少せしが、昭和十二年には二八・九%に増加せるものである。而して是等地域への本邦工業製品輸出の増加することは延て是等自治領又は植民地に對する英本國よりの輸出品と競爭することとなり、又本邦が必要なる原料品を是等自治領又は植民地より入手せんとする點に於て英本國の利益と扞格するに至りたるものである。從て本邦と英國植民地及自治領との貿易關係は昭和七年に於ける「オタワ」英帝國經濟會議の影響を受け、又英國の策動による種々の障害を受くることとなりたるに拘らず右自然的條件の下に昭和十二年迄依然相應の發達を遂げて居たものである。尤も之が爲めには日印通商協定又は昭和九年本邦に於て採用したる通商擁護法による互惠主義の運用により是等印度及自治領よりの生産物買付方針は右英帝國主義の強化の防止に對し相當の效を奏した。尤も昭和十三年後に至りては世界第二次大戰の影響を受け英本國に於て出來得る丈ヶ植民地又は自治領より優先的物品の買付けを爲したると同時に本邦の對英外交關係は支那問題を繞り徐々險惡となり、本邦としても原料品の買付けを英帝國領土に依存する程度を出來得る丈ヶ稀薄ならしむるの必要を生じ茲に原料品の買付けは米國又は南中米等中立諸國に轉換するの政策を探らざるを得ざるに至りたるに付對英帝國貿易關係は其の發展を頓挫せしめた。而して其の後對英米外交關係益々急迫し、殊に太平洋戰爭勃發後は自然の勢として本邦は帝國の國防圈内に在る東亞諸國との貿易關係に最重要點を置かざるを得ざるに至つた。

第二十一表 日英主要貿易品表

備考 本邦統計により金額百萬圓以上のものを記入す。

品	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
豆類	一、九七九	三三、四〇三	一一、九七九	四、三六五	四、三六八	三、七一三	四、九六八
魚貝類	七、三〇九	七七〇	三六、九一〇	五、五九四	一、一四五	一、七九七	一、七九七
綿織物	六七七	一一一	三一、四三〇	一、五三一	一、一〇四七	一、一〇四七	一、一〇四七
不 明	一、五七五	一、一七	二、六一二	一、〇七七	一、一二二一	一、一七七	一、一九一
不 明	三七八	一一一	一、一九一〇	一、三五二	一、八一二	一、八一五	一、一九一七
一、六四〇	一一一	一一一	五、五〇五	三、九八四	一、九三九	一、八一五	一、一九一九
一、九九七	一一一	一一一	六七七	一、三五四	一、六五二	一、六五二	一、一九一九
一、七八八	一一一	一一一	一一一	一、七〇七	一、九三九	一、八一二	一、一九一七
一、九二一	一一一	一一一	一一一	一、三五二	一、八一二	一、八一五	一、一九一九
一、七八八	一一一	一一一	一一一	一、七八八	一、九二一	一、九二一	一、一九一九
一、三八七	一一一	一一一	一一一	一、七八八	一、三五二	一、三五二	一、一九一九
一、七四八	一一一	一一一	一一一	一、九九七	一、九九七	一、九九七	一、一九一九
五、一三三	一一一	一一一	一一一	三、四八一	三、四八一	三、四八一	三、四八一

第一輯 出品

## 第七章 戰後經濟破綻時代に於ける本邦條約交渉

八五六

## 第五節 印度との條約改正交渉

# 第一款 印度に於ける關稅制度沿革

機械部分品	一、九一五
(其の他の)	一一、八五五
通 輸	一〇四、四一九
其 の 他	五六、八六二
の 物 品	二五、五〇二
入 總 額	八二、三六四
額	一一、九六二
合 値	三八、七七六
金額を含む	一〇五、七七二
機械部分品	一一〇、四四三
(其の他の)	三、七〇七
通 輸	一一四、一五〇

印度の主權は一八五八年（安政五年）「ヴィクトリア」女皇の宣言により東印度會社より英國の統治權の下に屬し、一八七七年（明治十年）より英國女皇は始めて印度皇帝と稱するに至つた。其後印度は一九一九年（大正八年）の印度統治法に基き英國皇帝の任命による印度總督により統治せられ、本國に於ては印度事務大臣の管轄に屬することゝなつた。第一次歐洲大戰後は漸次自治の範圍を擴張せられ一九三五年（昭和十年）及一九三九年（昭和十四年）の修正印度統治法に基き統治せらるゝことゝなつた。元來一九三五年の印度統治法は一九三七年四月一日より效力を發生せしめ、印度に聯邦制を布くに在りたるが、印度國民會議派に於て反対あり、之が實施を見ざる間に一九三九年第二次歐洲大戰の勃發を見るに至つた。依て英國政府は同年印度統治法に基く聯邦組織の實施を戰爭終了迄無期延期を宣言するに至つた。從て現在印度統治の根本法は一九三五年統治法と一九三九年の修正統治法との折衷により成立して居る。尤も英國に於て印度の事務を處理する印度事務大臣は他の直轄殖民地事務を統轄する植民大臣とは別個の存在であり、又右印度事務大臣の權限は印度に於ける自治の範圍増進に伴ひ漸次減少せしめられ居る。元來印度諸民族殊に國民會議派の要望は他の英國自治領と等しき程度に自治權を得んと欲するに在りしが、太平洋戰爭勃發の影響を